

2025 年 10 月 17 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

インターネットバンキングのリニューアルに伴う外貨預金等の商品・サービス変更について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、三井住友信託銀行株式会社をご愛顧いただきありがとうございます。

当社では、インターネットバンキングのリニューアルに伴い、2025 年 11 月 17 日（月）（以下、変更日といいます）以降、「外貨普通預金（個人用）」・「外貨定期預金（愛称：外貨革命）」・「外貨積立サービス」（外貨預金等）の商品・サービス内容が一部変更となる予定でございます。商品・サービスの変更内容につきましては、次葉以降に記載の通りでございます。

変更日より前にご契約をいただきました外貨預金等につきましても、かかる変更の対象となりますため、該当の商品・サービスを保有されているお客さまにおかれましては、本書面および次葉以降をご確認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

変更後の商品説明書は、変更日以降に以下の当社ホームページ内 URL にてご確認いただけます。商品説明書を紙媒体でご希望の場合は、国内本支店までご連絡賜りますようお願い申し上げます。

・外貨普通預金（個人用）

<https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/saving/foreign/pdf/ordinary.pdf>

・外貨定期預金（愛称：外貨革命）

<https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/saving/foreign/pdf/kakumei.pdf>

・外貨積立サービス

<https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/saving/foreign/tsumitate/pdf/tsumitate.pdf>

なお、インターネットバンキングのリニューアルにかかるシステム作業の状況により、変更日が延期となる可能性がございます。その場合にも、当社ホームページ（<https://www.smtb.jp/personal/news/2025>）にてご案内をいたします。

本件につきましてご不明点ございましたら、商品説明書に記載のお問合せ先へご連絡をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、三井住友信託銀行をよろしくお願い申し上げます。

敬具

【別紙】

「外貨普通預金（個人用）」

項目	変更前	変更後
外貨普通預金（個人用）商品説明書 － 各項目のご説明 － 6. お預入れに関する事項 (2) 最低預入金額 （1 取引あたり）	○ 1 通貨単位（例：米ドルの場合は 1 米ドル）とします。	○ 1 通貨単位（例：米ドルの場合は 1 米ドル）とします。 ただし、インターネットバンキングによるお手続きの場合は、 <u>1 0 0 通貨単位</u> （例：米ドルの場合は 1 0 0 米ドル）とします。
外貨普通預金（個人用）商品説明書 （別紙 2）三井住友信託ダイレクトによる外貨普通預金（個人用）のお取扱いについて	1. 最低預入金額（1 取引あたり）は、以下のとおりです。 1, 0 0 0 通貨単位（例：米ドルの場合は 1, 0 0 0 米ドル）とします。	1. 最低預入金額（1 取引あたり）は、以下のとおりです。 <u>1 0 0 通貨単位</u> （例：米ドルの場合は <u>1 0 0 米ドル</u> ）とします。

【別紙】

「外貨定期預金（愛称：外貨革命）」

項目	変更前	変更後
外貨定期預金（愛称：外貨革命）商品説明書 － 各項目のご説明 － 6. お預入れに関する事項 (2) 最低預入金額 （1取引あたり）	○100通貨単位（例：米ドルの場合は100米ドル）とします。 ただし、インターネットバンキングによるお手続きの場合は、1,000通貨単位（例：米ドルの場合は1,000米ドル）とします。	○100通貨単位（例：米ドルの場合は100米ドル）とします。
外貨定期預金（愛称：外貨革命）商品説明書 （別紙2）三井住友信託ダイレクトによる外貨定期預金（愛称：外貨革命）のお取り扱いについて	1. 預入金額の下限と上限（1取引あたり）は、以下のとおりです。 1契約につき、最低預入金額は1,000通貨単位（米ドルの場合は、1,000米ドル）以上となります。	1. 預入金額の下限と上限（1取引あたり）は、以下のとおりです。 1契約につき、最低預入金額は100通貨単位（米ドルの場合は、100米ドル）以上となります。

【別紙】

「外貨積立サービス」

項目	変更前	変更後
外貨積立サービス説明書 － 各項目のご説明 － 5. お取扱い窓口	○当社国内本支店窓口のみ ※インターネットバンキングでの取扱いはありません。外貨積立サービスのご契約状況のご確認はお取引店（当社本支店は、店舗ご案内資料または当社ホームページでご確認いただけます。）までお問い合わせください。	○当社国内本支店窓口、インターネットバンキング
外貨積立サービス説明書 － 各項目のご説明 － 6. 外貨積立サービスの条件 (6) 積立期間・初回引落日	○引落開始月（積立の開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（同日を含みます）に最初に到来する引落日の属する月以降（同月を含みます）の任意の月からご指定をいただくことが可能です。引落開始月に属する引落日が、外貨積立サービスの初回引落日となります。	○当社国内本支店窓口で手続きを行った場合、引落開始月（積立の開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（当該翌営業日同日を含みます）に最初に到来する引落日の属する月以降（同月を含みます）の任意の月からご指定をいただくことが可能です。インターネットバンキングで手続きを行った場合、引落開始月（積立の開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（当該翌営業日同日を含みます）の最初に到来する引落日の属する月となります。
外貨積立サービス説明書 － 各項目のご説明 － 6. 外貨積立サービスの条件 (9) お手続きの完了日	○お手続き完了日とは、原則、各銀行営業日において、当社店頭では午後 3 時までに手続きが完了した日のことを指します。 ○当社店頭で午後 3 時以降に手続きを行った場合、当該手続きの完了日は、原則、手続きを行った翌銀行営業日以降となります。	【インターネットバンキング】 ○お手続き完了日とは、原則、各銀行営業日において、インターネットバンキングでは午前 8 時から午後 2 時までの間に手続きが完了した日のことを指します。 ○インターネットバンキングで、各銀行営業日の午後 2 時から翌銀行営業日の午前 8 時までに手続きを行った場合、当該手続きの完了日は当該翌銀行営業日となります。 ○外貨積立サービスを既に契約いただいている場合、インターネットバンキングでは、定例の引落日と同日を終了および変更のお手続きの完了日とすることはできません。また、定例の引落日と同日でなくとも、変更後の引落日がお手続きの完了日と重なる場合、当該お手続きを受け付けすることはできません。

【別紙】

「外貨積立サービス規定」

上記に伴い、外貨積立サービス規定を 2025 年 11 月 17 日付で改訂いたします。改訂内容については以下をご参照ください（下線部が変更部分です）。

※規定変更日付は変更となる場合がございます。変更となる場合は当社ホームページにお知らせを掲載いたします。

<新旧対照表>

変更前	変更後
第3条（積立期間・初回引落日） ①外貨積立サービスでは、積立（引落）を行う期間を設定することが可能です。 ②積立（引落）を開始する月（引落開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（同日を含みます）に最初に到来する引落日の属する月以降（同月を含みます）の任意の月からご指定をいただくことが可能です。引落開始月に属する引落日が、外貨積立サービスの初回引落日となります。 ③積立（引落）を終了する月（引落終了月）は、引落開始月の翌月以降（当該翌月を含みます）の任意の月をご指定いただくことが可能です。 ④引落終了月をご設定いただかない場合は、積立（引落）を行う期間の定めがないものとしてお取り扱いいたします。	第3条（積立期間・初回引落日） ①外貨積立サービスでは、積立（引落）を行う期間を設定することが可能です。 ②当社国内本支店窓口で手続きを行った場合、積立（引落）を開始する月（引落開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（同日を含みます）に最初に到来する引落日の属する月以降（同月を含みます）の任意の月からご指定をいただくことが可能です。引落開始月に属する引落日が、外貨積立サービスの初回引落日となります。インターネットバンキングで手続きを行った場合、引落開始月（積立の開始月）は、お手続き完了日から翌営業日以降（当該翌営業日同日を含みます）の最初に到来する引落日の属する月となります。 ③積立（引落）を終了する月（引落終了月）は、引落開始月の翌月以降（当該翌月を含みます）の任意の月をご指定いただくことが可能です。 ④引落終了月をご設定いただかない場合は、積立（引落）を行う期間の定めがないものとしてお取り扱いいたします。